

熊本県会計規則 一部抜粋（契約保証金関係）

（契約保証金）

第 77 条 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額（電子入札公有財産売却案件にあっては、予定価格）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
 - (2) 県債
 - (3) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
 - (4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (5) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証
 - (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
 - (7) 電子入札公有財産売却案件にあっては、当該案件に使用される電子入札公有財産売却システムを管理する事業者の保証
- （平 8 規則 37・平 15 規則 24・平 22 規則 1・一部改正）

（契約保証金の免除）

第 78 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第 1 項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（平 5 規則 26・平 8 規則 37・平 12 規則 51・平 15 規則 24・平 19 規則 33・平 26 規則 24・一部改正）